京都市告示第418号

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(らくなん進都産業集積地区)を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年11月10日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市伏見区南寝小屋町、竹田泓ノ川町、中島外山町、下鳥羽渡瀬町、下鳥羽葭田町、下鳥羽平塚町、下鳥羽南六反長町、下鳥羽上三栖町、下鳥羽澱女町、下鳥羽浄春ケ前町、下鳥羽小柳町、下鳥羽北ノロ町、下鳥羽西芹川町、横大路三栖山城屋敷町の各全部京都市伏見区北寝小屋町、島津町、北端町、毛利町、治部町、中島樋ノ上町、中島前山町、中島堀端町、中島中道町、竹田松林町、竹田田中宮町、竹田鳥羽殿町、竹田藁屋町、下鳥羽城ノ越町、下鳥羽長田町、下鳥羽東柳長町、下鳥羽南柳長町、下鳥羽六反長町、下鳥羽広長町、下鳥羽但馬町、下鳥羽東芹川町、横大路三栖泥町跡町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)